

# 「株式会社YYYY」様 ロゴマーク制作業務委託契約書

株式会社**自分の社名**(以下「甲」という。)と株式会社YYYY(以下「乙」という。)とは、ロゴマーク制作業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

## 第1条(契約の目的)

甲は、乙のロゴマーク制作について、以下の業務を受託する。

1. ロゴマークの候補案を00案制作する。
2. 候補案00案のうち、乙が指定した1案について00回まで修正対応し、最終案を制作する。
3. 最終案に関して、レイアウトバリエーション00種、それぞれについてのカラーバリエーション00種を納品物(以下「本件納品物」として制作する。

## 第2条(契約期間)

契約期間は、令和00年00月00日より令和00年00月00日までとする。

## 第3条(著作権の譲渡等)

1. 甲は、本件納品物に係るすべての著作権(以下「本著作権」)について、乙へ譲渡する。
2. 本著作権は、第6条で規定している対価を支払った時点で乙へ移るものとする。

## 第4条(著作者人格権の権利関係)

1. 甲は、著作者人格権のうち、公表権ならびに氏名表示権については行使しない事を保証する。
2. 乙は甲に対して、本件納品物を改変する場合において、事前に許諾を得る必要がある。

## 第5条(データの引渡し)

甲は、本件納品物として、令和00年00月00日までに乙へAIデータにて引き渡すものとする。

## 第6条(対価)

乙は、ロゴマーク制作業務及び本契約における譲渡の対価として、0,000円(うち消費税相当額0,000円)を令和00年00月00日までに、甲の指定銀行口座へ振り込む方法によって支払う。

## 第7条(第三者の権利侵害)

甲は乙に対して、本件納品物の利用において、第三者の著作権を侵害しないことを保証する。

## 第8条(解除)

甲が以下の各号の一つに該当した場合、乙は本契約の全てまたは一部を解除できる。

1. 甲が、本契約の各条項に違反したとき
2. 甲について、破産、特別清算、民事再生、会社更生の申立てがあったとき
3. その他、本契約の継続が困難な事由が発生したとき

## 第9条(秘密保持)

甲および乙は、本契約において取得した秘密について、相手方の書面承諾を得ない限り、第三者へ開示または漏えいしてはならない。

## 第10条(損害賠償)

甲および乙は、本契約の違反によって相手方に損害を与えた場合、相手方に対して、当該損害(第三者に対する損害賠償金を含む)を賠償する責任を負うものとする。

## 第11条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約に定める自らの権利または義務を第三者に譲渡してはならないものとする。

## 第12条(契約終了後の措置)

本契約が終了した場合でも、第11条(権利義務の譲渡禁止)及び第13条(準拠法および管轄裁判所)については対象となる事項が存続する間、有効に存続するものとする。

## 第13条(準拠法および管轄裁判所)

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、~~ZZZZ~~地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第14条(協議事項)

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

令和　年　月　日

甲　　(住所)〒

(社名)

(氏名)

印

乙　　(住所)〒

(社名)

(氏名)

印